



神戸市公報

発行所 神戸市中央区加納町6丁目5番1号
 神戸市役所
 編集兼印刷発行人 神戸市長
 発行日 毎週火曜日

目次 規則

- ▽神戸市生涯学習支援センターその他の施設
 条例施行規則の一部を改正する規則
 [文化スポーツ局スポーツ企画課] 3030
- ▽菅原奨学金支給規則の一部を改正する規則
 [市長室国際部国際課] 3031
- ▽神戸市有馬温泉施設条例施行規則の一部を
 改正する規則 [経済観光局観光企画課] 3035

告 示

- ▽神戸市公印規則により印影等を印刷するこ
 とができる文書の名称、使用公印の名称等
 [行財政局業務改革課] 3036
- ▽計量法による定期検査の実施
 [経済観光局消費生活センター] 3037
- ▽指定管理者の指定（神戸こども初期急病セ
 ンター） [健康局地域医療課] 3038
- ▽指定管理者の指定（神戸市立こうべ市歯科
 センター） [健康局保健所保健課] 3039
- ▽指定管理者の指定の取り消し（神戸市立水
 産体験学習館） [経済観光局農水産課] 3040
- ▽放置自転車等の撤去及び保管
 [建設局垂水建設事務所] 3041
- ▽地縁による団体の認可についての告示事項
 の変更（北鈴蘭台自治会ほか）
 [企画調整局参画推進課] 3043
- ▽道路法による道路の区域変更及び供用開始
 （市道 山手幹線） [建設局道路管理課] 3044

公 告

- ▽令和5年度物品等及び特定役務の調達のため
 締結される契約の一般競争入札及び指名
 競争入札の参加資格及びその申請方法
 [行財政局契約監理課] 3045
- ▽建築基準法第86条の5第4項の規定による
 認定の取消
 [建築住宅局建築指導部建築安全課] 3048
- ▽建築基準法第86条の2第6項の規定による
 一団地の区域の認定
 [建築住宅局建築指導部建築安全課] 3049

- ▽神戸港港湾計画の変更 [港湾局港湾計画課] 3050
- ▽神戸農業振興地域整備計画の軽微な変更
 [経済観光局農政計画課] 3052
- ▽定款変更（第2回）の認可（垂水中央東地
 区市街地再開発組合）
 [都市局地域整備推進課] 3053
- ▽開発行為に関する工事の完了（須磨区多井
 畑） [都市局都市計画課] 3054

水 道 局

- ▽神戸市水道条例施行規程の一部を改正する
 規程 [水道局営業課] 3055
- ▽神戸市指定給水装置工事事業者の指定
 [水道局配水課] 3057
- ▽令和5年度物品等及び特定役務の調達のため
 締結される契約の一般競争入札及び指名
 競争入札の参加資格及びその申請方法
 [水道局経営企画課] 3058

交 通 局

- ▽令和5年度物品等及び特定役務の調達のため
 締結される契約の一般競争入札及び指名
 競争入札の参加資格及びその申請方法
 [交通局経営企画課] 3061

教 育 委 員 会

- ▽神戸市教育委員会電子署名規程の一部を改
 正する訓令
 [教育委員会事務局総務部総務課] 3064

規 則

神戸市生涯学習支援センターその他の施設条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年1月30日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市規則第50号

神戸市生涯学習支援センターその他の施設条例施行規則の一部を改正する規則

神戸市生涯学習支援センターその他の施設条例施行規則（令和2年3月規則第97号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前																								
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">別表（第9条関係）</th> </tr> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">附属設備</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">使用料</th> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">グランドピアノ</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">備考 [略]</td> </tr> </table>	別表（第9条関係）		附属設備	使用料	グランドピアノ	[略]	[略]	[略]	備考 [略]		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">別表（第9条関係）</th> </tr> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">附属設備</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">使用料</th> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">グランドピアノ</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">オーバーヘッドプロジェクタ</td> <td style="text-align: center;">1台1回につき 300円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">スライド映写機</td> <td style="text-align: center;">1台1回につき 300円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">備考 [略]</td> </tr> </table>	別表（第9条関係）		附属設備	使用料	グランドピアノ	[略]	オーバーヘッドプロジェクタ	1台1回につき 300円	スライド映写機	1台1回につき 300円	[略]	[略]	備考 [略]	
別表（第9条関係）																									
附属設備	使用料																								
グランドピアノ	[略]																								
[略]	[略]																								
備考 [略]																									
別表（第9条関係）																									
附属設備	使用料																								
グランドピアノ	[略]																								
オーバーヘッドプロジェクタ	1台1回につき 300円																								
スライド映写機	1台1回につき 300円																								
[略]	[略]																								
備考 [略]																									

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

菅原奨学金支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年2月1日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市規則第51号

菅原奨学金支給規則の一部を改正する規則

菅原奨学金支給規則（平成元年3月規則第60号）の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">（趣旨）</p> <p>第1条 この規則は、<u>神戸市留学生支援等基金条例</u>（平成元年3月条例第38号）第6条の規定による菅原奨学金（次条第3号、<u>第7条第5号及び第9条第1項各号列記以外の部分</u>（括弧内に規定する部分に限る。）を除き、以下「奨学金」という。）の支給に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p style="text-align: center;">（対象者）</p> <p>第2条 奨学金の支給を受けることができる者は、次に掲げる要件に該当</p>	<p style="text-align: center;">（趣旨）</p> <p>第1条 この規則は、<u>神戸市留学生支援基金条例</u>（平成元年3月条例第38号）第6条の規定による菅原奨学金（次条第3号及び<u>第7条第4号</u>を除き、以下「奨学金」という。）の支給に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p style="text-align: center;">（対象者）</p> <p>第2条 奨学金の支給を受けることができる者は、次に掲げる要件に該当</p>

する者でなければならない。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(1)～(3) [略]

(4) 在学する大学に通常通学することができる地域として市長が別に定める地域に居住していること。

(奨学生の決定)

第3条 奨学金の支給を受けようとする者は、市長が定める期日までに、在学する大学の長を経て、様式第1号による菅原奨学生願書を市長に提出しなければならない。

2 [略]

(支給期間)

第5条 奨学金の支給期間は、第3条第2項の決定があつた日の属する年度の4月から1年間とする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、当該年度の範囲内で、支給期間を変更することができる。

(支給時期)

第6条 市長は、奨学金を2月ごとに、その指定する日に本人に支給する。

(届出義務)

第7条 奨学生は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにその旨

する者でなければならない。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(1)～(3) [略]

(奨学生の決定)

第3条 奨学金の支給を受けようとする者は、在学する大学の長を経て、様式第1号による菅原奨学生願書を市長に提出しなければならない。

2 [略]

(支給期間)

第5条 奨学金の支給期間は、第3条第2項の決定があつた日の属する年度の4月から1年間とする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、支給期間を延長することができる。

(支給時期)

第6条 市長は、奨学金を年6回に分けて、その指定する日に本人に支給する。

(届出義務)

第7条 奨学生は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにその旨

を市長に届け出なければならない。

(1) 引き続き30日を超えて、第2条に規定する要件（同条ただし書の規定の適用があるときは、当初から欠いている要件以外の要件）を欠くに至ったとき又は再び第2条に規定する要件を満たすこととなったとき。

(2) 引き続き30日を超えて欠席し、若しくは休学するとき又はその後出席し、若しくは復学したとき。

(3)～(6) [略]

(支給の停止)

第8条 市長は、奨学生が一時的に第2条に規定する要件（同条ただし書の規定の適用があるときは、当初から欠いている要件以外の要件）を欠くに至ったとき又は欠席し、休学し、若しくは停学処分を受けたときは、その最初の日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその最後の日の属する月の前月までの期間、奨学金の支給を停止することができる。

2、3 [略]

(支給の打切り)

第9条 市長は、奨学生が次の各号の

を市長に届け出なければならない。

(1) 引き続き90日を超えて欠席し、若しくは休学するとき又はその後出席し、若しくは復学したとき。

(2)～(5) [略]

(支給の停止)

第8条 市長は、奨学生が引き続き90日を超えて欠席し、休学し、又は停学処分を受けたときは、90日を超える日の属する月の翌月から出席し、又は復学した日の属する月までの期間、奨学金の支給を停止することができる。ただし、90日を超える日の属する月の翌月が出席し、又は復学した日の属する月と同一の月であるときは、この限りでない。

2、3 [略]

(支給の打切り)

第9条 市長は、奨学生が次の各号の

<p>いずれかに該当するときは、当該各号に定める事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）（他の奨学金その他これに類する資金の支給を受けるときは、その支給を受け始める月）から、奨学金の支給を打ち切ることができる。</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>2 [略]</p>	<p>いずれかに該当するときは、当該各号に定める事実が生じた日の属する月の翌月から、奨学金の支給を打ち切ることができる。</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>2 [略]</p>
---	--

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

- 2 この規則による改正後の菅原奨学金支給規則を施行するために必要となる申請その他の準備行為は、この規則の施行前においても行うことができる。

神戸市有馬温泉施設条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年2月1日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市規則第52号

神戸市有馬温泉施設条例規則の一部を改正する規則

神戸市有馬温泉施設条例施行規則（昭和36年4月規則第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(使用料の納付) 第3条 [略] 2 条例第5条に規定する規則で定める日は、使用に係る月の翌月の <u>末日</u> とする。	(使用料の納付) 第3条 [略] 2 条例第5条に規定する規則で定める日は、使用に係る月の翌月の <u>10日</u> とする。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

告 示

神戸市告示第 636 号

神戸市公印規則（昭和 52 年 3 月規則第 111 号）第 8 条第 1 項の規定により印影等を印刷することができる文書の名称、使用公印の名称、様式及び書体並びに印影等の寸法を、同条第 2 項の規定により、次のとおり告示する。

令和 5 年 1 月 30 日

神戸市長 久 元 喜 造

文 書 名	使 用 公 印			印影等の寸法 (ミリメートル)
	名 称	様式	書 体	
納入通知書	市長の印	2	れい書	方 9

神戸市告示第 650 号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定により、定期検査を次のとおり実施するので、同法第21条第2項の規定により告示する。

令和5年2月14日

神戸市長 久元喜造

1 定期検査を行う区域

兵庫区、長田区、須磨区、垂水区及び西区。ただし、皮革面積計にあつては市内全域。

2 定期検査の対象となる特定計量器

非自動はかり（計量法施行令（平成5年政令第329号）第5条第1号又は第2号に掲げるものを除く。）、分銅及びおもり並びに皮革面積計

3 定期検査の実施の期日

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで（ただし、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、雨天等により中止する日等を除く。）

4 定期検査の実施の場所

特定計量器の所在の場所及び市長が指定する場所

5 定期検査を行わせる神戸市指定定期検査機関の名称

一般社団法人 神戸市計量士会

神戸市告示第 651 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者を次のとおり指定した。

令和 5 年 2 月 14 日

神戸市長 久 元 喜 造

1 公の施設

神戸市中央区脇浜海岸通 1 丁目 4 番 1 号
神戸こども初期急病センター

2 指定管理者

神戸市中央区脇浜海岸通 1 丁目 4 番 1 号
一般財団法人神戸市小児救急医療事業団
代表理事 石田 明人

3 指定期間

令和 5 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで

神戸市告示第 652 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者を次のとおり指定した

令和5年2月14日

神戸市長 久元喜造

- 1 公の施設の名称
神戸市立こうべ市歯科センター
- 2 指定管理者
神戸市中央区三宮町2丁目11番1号
公益社団法人神戸市歯科医師会
代表理事 百瀬 深志
- 3 指定期間
令和5年4月1日から 令和10年3月31日まで

神戸市告示第 653 号

令和5年3月31日付けをもって、次に掲げる地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者の指定を取り消す。

令和5年2月14日

神戸市長 久元喜造

1 公の施設の名称

神戸市垂水区海岸通12番4号（マリニピア神戸内）

神戸市立水産体験学習館

2 指定管理者

神戸市中央区生田町2丁目2番2号

株式会社アクアメント

代表取締役 大倉 一夫

神戸市告示第 654 号

神戸市自転車等の放置の防止及び自転車駐車場の整備に関する条例（昭和 58 年 4 月条例第 3 号）第 11 条第 2 項（同条例第 12 条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定により自転車等を撤去し、及び保管したので、同条例第 13 条第 1 項の規定により次のとおり告示する。

令和 5 年 2 月 14 日

神戸市長 久 元 喜 造

- 1 自転車等の保管及び返還の場所、自転車等が置かれ、又は放置されていた場所、撤去し、及び保管した自転車等の台数、撤去し、保管した年月日並びに問い合わせ先

別表のとおり

- 2 保管期間

この告示の日から 1 月間（その保管に不相当な費用を要するときに限る。）

- 3 返還事務を行う時間

垂水自転車保管所

ア 月曜日から金曜日まで 午後 3 時から午後 7 時まで

イ 土曜日 午後 1 時から午後 5 時まで

- 4 返還を受けるために必要な事項

自転車等の利用者等は、当該保管に係る自転車等の返還を受けようとするときは、その住所及び氏名並びに当該自転車等の鍵その他の利用者等であることを証する物を市長に提示しなければならない。

- 5 その他

この告示の日から起算して 6 月を経過しても当該保管に係る自転車等（この告示の日から 1 月を経過してもなお当該自転車等を返還することができない場合においてその保管に不相当な費用を要するため当該自転車等を売却した代金を含む。）を返還することができないときは、当該自転車等の所有権は、本市に帰属する。

別表

自転車等の保管及び返還の場所	自転車が置かれ、又は放置されていた場所	撤去し、及び保管した自転車等の台数	撤去し、及び保管した年月日	問い合わせ先
垂水区西舞子8丁目20番19号 垂水保管所	垂水駅周辺自転車等 放置禁止区域	自転車 0台 原動機付自転車 2台	令和5年1月5日	垂水区福田5丁目6番20号 建設局垂水建設事務所 電話707-0234
	舞子駅周辺自転車等 放置禁止区域	自転車 1台 原動機付自転車 0台		
	垂水駅周辺自転車等 放置禁止区域	自転車 3台 原動機付自転車 0台	令和5年1月11日	
	舞子駅周辺自転車等 放置禁止区域	自転車 1台 原動機付自転車 0台		
	垂水駅周辺自転車等 放置禁止区域	自転車 2台 原動機付自転車 0台	令和5年1月16日	
	塩屋駅周辺自転車等 放置禁止区域	自転車 1台 原動機付自転車 0台		
	垂水駅周辺自転車等 放置禁止区域	自転車 4台 原動機付自転車 0台	令和5年1月20日	
	垂水駅周辺自転車等 放置禁止区域	自転車 4台 原動機付自転車 1台	令和5年1月24日	
	垂水駅周辺自転車等 放置禁止区域	自転車 2台 原動機付自転車 0台	令和5年1月27日	
	垂水区管内長期放置	自転車 2台 原動機付自転車 1台	令和5年1月27日	

神戸市告示第 655 号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第11項の規定により、平成12年12月5日付けで認可した北鈴蘭台自治会、平成11年2月26日付けで認可した福地自治会について、告示された事項に変更があったとして届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和5年2月14日

神戸市長 久元喜造

1 届け出た地縁による団体

名称	北鈴蘭台自治会	福地自治会
主たる事務所	神戸市北区若葉台1丁目10番13号	神戸市北区山田町福地字前田8番地の3
代表者の氏名	竹内 廣志	川畑 勇次
代表者の住所	神戸市北区若葉台1丁目4番6号	神戸市北区山田町福地字三京4番地

2 変更があった事項及びその内容、変更年月日

(1) 北鈴蘭台自治会 令和3年5月16日変更

	変更前	変更後
代表者の氏名	吉川 庸一	竹内 廣志
代表者の住所	神戸市北区若葉台2丁目18番16号	神戸市北区若葉台1丁目4番6号

(2) 福地自治会 令和4年4月1日変更

	変更前	変更後
代表者の氏名	宮本 正嗣	川畑 勇次
代表者の住所	神戸市北区山田町福地字ガケノ上11番地	神戸市北区山田町福地字三京4番地

神戸市告示第656号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように変更し、同条第2項の規定により、令和5年2月15日からその供用を開始する。

その関係図面は、神戸市建設局道路管理課に備え置いて、令和5年2月28日まで一般の縦覧に供する。

令和5年2月14日

神戸市

代表者 神戸市長 久元喜造

道路の種類	路線名	区間	新旧別	延長 (メートル)	幅員 (メートル)
市道	山手幹線	神戸市東灘区本山北町2丁目92番2地先から	新	353.90	最大 27.00 最小 27.00
		神戸市東灘区本山北町3丁目119番1地先まで	旧	353.90	最大 22.00 最小 21.70

公 告

神戸市公告

令和5年度において、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される物品等及び特定役務の調達のため締結される契約の一般競争入札及び指名競争入札（以下「一般競争入札等」という。）について、神戸市契約規則（昭和39年3月規則第120号。以下「規則」という。）第27条の4第1項において読み替えて適用する規則第3条の2第1項及び規則第27条の6第1項において準用する規則第27条の4第1項において読み替えて適用する規則第3条の2第1項に規定する一般競争入札等に参加しようとする者に必要な資格及びその申請方法は、次のとおりとします。

令和5年2月1日

神戸市長 久元喜造

1 一般競争入札等に参加する者に必要な資格

- (1) 規則第3条第1項に該当する者でないこと。
- (2) 規則第3条第2項に基づく入札参加の資格制限を受け、その期間が満了していない者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。
- (3) 国税（法人税又は所得税及び消費税をいう。）及び地方税について未納の税額がないこと。
- (4) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）に基づく雇用保険、健康保険法（大正11年法律第70号）に基づく健康保険及び厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）に基づく厚生年金保険に加入していること。ただし、法令により適用除外とされる者を除く。
- (5) 「神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱」第5条に該当しないこと。
- (6) 参加資格の認定の申請日（以下「基準日」という。）の前日までにその営業に従事していること。ただし、中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項各号に掲げる中小企業団体にあつては、構成員である組合員が基準日の前日までにその営業に従事していること。
- (7) 建設工事の請負に係る競争入札の参加資格を得ようとする者は、基準日の前日までに建設業法（昭和24年法律第100号）による建設業の許可を受けていること。
- (8) 建設工事の請負に係る競争入札の参加資格を得ようとする者は、建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23第1項に規定する経営事項審査を受けていること。
- (9) 上記(7)に定めるもののほか、法令の規定により、営業許可等を必要とするものについては、当該許可等を受けていること。

2 一般競争入札等の参加資格の申請の方法

(1) 申請書の交付

ア 交付期間

令和5年4月3日から令和6年3月29日まで（神戸市の休日を定める条例（平成3年3月条例第28号）第2条第1項各号に掲げる本市の休日（以下「休日」という。）を除く。）

午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

イ 交付場所

神戸市中央区加納町6丁目5番1号
神戸市役所本庁舎1号館2階
神戸市行財政局契約監理課

ウ 交付方法
無償交付

(2) 申請書の提出

ア 提出方法

持参又は郵送すること。

イ 提出期間 令和5年4月3日から令和6年3月29日まで

(ア) 持参による場合は上記期間のうち休日を除く日の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）とする。

(イ) 郵送による場合は上記期間内に必着のこと。

ウ 提出先

神戸市中央区加納町6丁目5番1号
神戸市役所本庁舎1号館2階
神戸市行財政局契約監理課

エ 提出書類

申請書及び本市の指示する添付書類を併せて提出してください。

(3) 認定の通知

一般競争入札等に参加する者に必要な資格を有すると認定したときは、規則第3条の2第2項又は規則第15条において準用する規則第3条の2第2項の規定により書面によって通知します。

3 調達をする物品等及び特定役務の種類

- (1) 燃料
- (2) 建設材料
- (3) 水道局用建設材料
- (4) 機械設備
- (5) 船舶関係
- (6) 車両関係
- (7) 電車関係
- (8) 理化学・分析・計測・医療機器
- (9) 教材・遊具
- (10) 文具・事務機器・インテリア
- (11) ゴム・繊維
- (12) 家庭用品・雑貨
- (13) 化学薬品・医薬品・衛生材料
- (14) 動物・飼料・食品・植物・園芸
- (15) 印刷・コピー等
- (16) 広報・宣伝
- (17) 建設コンサルタント業務等

(18) 建設工事に係る役務

(19) その他労務供給・請負関係

4 資格の有効期間

令和6年3月31日

5 前項の有効期間満了後の更新手続

令和6年2月に必要な資格及びその申請方法について公告を行う予定があるので、その公告に基づき申請してください。

6 問い合わせ先

郵便番号650-8570 神戸市中央区加納町6丁目5番1号

行財政局契約監理課 工事契約担当 (078-322-5147)

物品契約担当 (078-322-5159)

神戸市公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第86条の5第2項の規定により、公告対象区域（神戸市西区王塚台2丁目76番、77番、81番、82番）内の各建築物に係る同条第1項の規定による申請を受け、認定の取消し（令和5年1月20日第R3-4号）をしたので、同条第4項の規定により公告します。

令和5年2月1日

（特定行政庁）神戸市長 久元喜造

神戸市公告

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 86 条第 2 項の規定により、一定の一団の土地の区域内に現に存する建築物の位置及び構造を前提として、同項に定める基準に従い総合的見地からした設計によって当該区域内に建築物が建築されるものについて、その位置及び構造が安全上、防火上及び衛生上支障がない旨の認定をしたので、同条第 8 項の規定により、次のとおり公告します。

対象区域、各建築物の位置等を表示した図書は、神戸市建築住宅局建築指導部建築安全課（神戸市中央区浜辺通 2 丁目 1 番 30 号）において、一般の縦覧に供します。

令和 5 年 2 月 1 日

(特定行政庁) 神戸市長 久 元 喜 造

公告認定対象区域

神戸市西区王塚台 2 丁目 76 番、77 番

神戸市公告

神戸港港湾計画について、港湾法（昭和25年法律第218号）第3条の3第4項の国土交通省令で定める軽易な変更をしたので、同条第9項の規定によりその概要を次のとおり公告します。

令和5年2月2日

神戸港港湾管理者 神戸市
代表者 神戸市長 久元喜造

1 神戸港港湾計画の変更に関する事項

神戸港港湾計画の変更に関する事項は、次のとおりです。

(1) 公共埠頭計画

地区名	埠頭用地(ha)	備考
新港東ふ頭地区	16	
摩耶ふ頭地区	3	

(2) 旅客船埠頭計画

地区名	埠頭用地(ha)	備考
中突堤・高浜地区	1	

(3) 小型船だまり計画

ア 防波堤

地区名	延長(m)	備考
中突堤・高浜地区	245	
ポートアイランド地区	330	

イ 物揚場

地区名	水深(m)	延長(m)	埠頭用地(ha)	備考
中突堤・高浜地区	2.7	287	1	廃止

ウ 小型栈橋

地区名	基数(基)	備考
中突堤・高浜地区	8	
ポートアイランド地区	8	

(4) 臨港交通施設計画

地区名	名称	備考
中突堤・高浜地区	臨港道路メリケンパーク連絡線(歩行者専用)	削除

(5) 港湾環境整備施設計画

地区	面積(ha)	備考
中突堤・高浜地区	15	緑地

(6) 土地造成計画

地区名	土地造成面積(ha)	備考
中突堤・高浜地区	3	交流厚生用地
	1	緑地

(7) 土地利用計画

地区名	土地利用面積(ha)	備考
中突堤・高浜地区	6	埠頭用地
	21	交流厚生用地
	1	都市機能用地
	1	交通機能用地
	15	緑地
新港東ふ頭地区	19	埠頭用地
	66	港湾関連用地
	4	交流厚生用地
	3	交通機能用地
摩耶ふ頭地区	9	緑地
	23	埠頭用地
	77	港湾関連用地
	17	工業用地
	1	交通機能用地
	5	緑地

(8) 港湾の効率的な運営に関する事項

新港東ふ頭地区及び摩耶ふ頭地区において、効率的な流通業務を特に促進する区域を変更する。

(9) その他港湾の開発、利用及び保全に関する事項

新港東ふ頭地区及び摩耶ふ頭地区において、物流施設の再編・高度化を促進する区域を新設する。

2 変更後の港湾計画の縦覧の場所

神戸市中央区港島中町4丁目1番1号

神戸市港湾局港湾計画課

及び

神戸市ホームページ（神戸港港湾計画について）

<https://www.city.kobe.lg.jp/a49918/shise/kekaku/minatosokyoku/kobeko/kowankeikaku/index.html>

神戸市公告

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第1項の規定に基づき、次に掲げる土地につき農業振興地域の整備に関する法律施行令（昭和44年政令第254号）第10条第1項に規定する神戸農業振興地域整備計画に係る軽微な変更をしたので、同法第13条第4項において準用する同法第12条第1項の規定により、次のとおり公告します。

令和5年2月14日

神戸市

代表者 神戸市長 久元喜造

土地の表示						変更内容
市	区	町	字	地番	面積	
神戸	北	道場町塩田	戸井田	78番1	302 m ² のうち 108.8 m ²	農用地区域から除外する。

神戸市公告

都市再開発法（昭和44年法律第38号）第38条第1項の規定により、垂水中央東地区市街地再開発組合の定款の変更（第2回）について認可したので、同法第38条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により次のとおり公告します。

令和5年2月14日

神戸市長 久元喜造

- 1 組合の名称
垂水中央東地区市街地再開発組合
- 2 事業施行期間
令和2年8月から令和8年12月まで
- 3 施行地区
神戸市垂水区神田町6番外
- 4 事務所の所在地
神戸市垂水区陸ノ町1番2-401号室
- 5 設立認可の年月日
令和2年8月14日
- 6 変更認可の年月日
令和5年1月25日

神戸市公告

次の開発区域（工区）の全部について開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告します。

令和5年2月14日

神戸市長 久元喜造

1 開発区域（工区）に含まれる地域の名称

神戸市須磨区多井畑字木戸ヶ谷14番6、14番6地先道路の一部、高倉台6丁目5番11の一部、5番14、5番19、26番1、26番2、26番3

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大阪市住吉区我孫子東2丁目7番4号

ウッドホーム株式会社

代表取締役 大竹 正人

3 許可番号

令和3年1月21日 第7091号

（変更許可 令和3年5月20日 第1451号）

（変更許可 令和4年12月20日 第1503号）

水 道 局

神戸市水道条例施行規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和5年1月31日

神戸市水道事業管理者 山 本 泰 生

神戸市水道管理規程第21号

神戸市水道条例施行規程の一部を改正する規程

神戸市水道条例施行規程（昭和39年4月1日神戸市水道管理規程第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(前納料金等の精算) 第13条 条例第23条第2項の規定により、工事費の精算残金を受けようとする者は、還付通知書兼 <u>口座振込依頼書</u> （第9号様式）を提出しなければならない。	(前納料金等の精算) 第13条 条例第23条第2項の規定により、工事費の精算残金を受けようとする者は、還付通知書兼 <u>領収書</u> （第9号様式）を提出しなければならない。

第9号様式を次のように改める。

第9号様式（第13条関係）

第9号様式(第13条関係)

還付通知書兼口座振込依頼書

下記の金額()をお返します。
 還付金は、ご指定の口座(ゆうちょ銀行を除きます)へ振込いたしますので、太枠内にご記入(・押印)のうえ、お手数ですが水道局営業課まで、封書にてご返送ください。

ご指定の口座を、下記にご記入ください。

還付番号		お取引		銀行・信金・信組		支店	
金融機関		金融機関コード		店番号		どちらかに 〇を。	
わかる場合のみご記入ください		口座番号(右詰で空欄には必ず0をご記入ください。)		1. 普通		2. 当座	
フリガナ		カタカナで		口座名義		電話	

※この還付通知書の宛名と異なる名義への振込をする場合は、宛名の本人が署名又は記名押印してください。なお、法人の場合は社印の押印が必要です。
左記の金額を、上記の口座に振込んでください。

氏名 ①

お客様番号	水栓番号	精算年月日
通知日	お預り金額	精算金額

(ご使用場所)

神戸市水道事業管理者

附 則

(施行期日)

1 この管理規程は、令和5年2月1日から施行する。

(経過措置)

2 令和5年2月1日に存する同日以前に作成された改正前の規程第13条に規定する還付請求書兼領収書は、改正後の規程第13条に規定する還付通知書兼口座振込依頼書とみなす。

神戸市水道告示第32号

神戸市指定給水装置工事事業者規程（平成10年3月水道管理規程第10号）第5条の規定により次のとおり神戸市指定給水装置工事事業者を指定したので、同規程第10条の規定により告示する。

令和5年2月14日

神戸市水道事業管理者 山本 泰生

指定番号	名称	所在地	代表者	指定年月日
42217	オールワン	神戸市垂水区美山台1丁目 14番1-607	長友 利晃	令和5年1月31日
42218	株式会社 オースイ	大阪府大阪市中央区内本町 二丁目3番8号 ダイアパレスビル本町409	福崎 久人	令和5年1月31日

神戸市水道公告

令和5年度において、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される物品等及び特定役務の調達のため締結される契約の一般競争入札及び指名競争入札（以下「一般競争入札等」という。）について、神戸市水道局契約規程（昭和39年4月水道管理規程第9号。以下「規程」という。）第21条の6第1項において読み替えて適用する規程第5条第1項及び規程第21条の8第1項において準用する規程第21条の6第1項において読み替えて適用する規程第5条第1項に規定する一般競争入札等に参加しようとする者に必要な資格及びその申請方法は、次のとおりとします。

令和5年2月1日

神戸市水道事業管理者 山本 泰生

1 一般競争入札等に参加する者に必要な資格

- (1) 規程第3条第1項に該当する者でないこと。
- (2) 規程第3条第2項に基づく入札参加の資格制限を受け、その期間が満了していない者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。
- (3) 国税（法人税又は所得税及び消費税をいう。）及び地方税について未納の税額がないこと。
- (4) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）に基づく雇用保険、健康保険法（大正11年法律第70号）に基づく健康保険及び厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）に基づく厚生年金保険に加入していること。ただし、法令により適用除外とされる者を除く。
- (5) 「神戸市水道局契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱」第5条に該当しないこと。
- (6) 参加資格の認定の申請日（以下「基準日」という。）の前日までにその営業に従事していること。ただし、中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項各号に掲げる中小企業団体にあっては、構成員である組合員が基準日の前日までにその営業に従事していること。
- (7) 建設工事の請負に係る競争入札の参加資格を得ようとする者は、基準日の前日までに建設業法（昭和24年法律第100号）による建設業の許可を受けていること。
- (8) 建設工事の請負に係る競争入札の参加資格を得ようとする者は、建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23第1項に規定する経営事項審査を受けていること。
- (9) 上記(7)に定めるもののほか、法令の規定により、営業許可等を必要とするものについては、当該許可等を受けていること。

2 一般競争入札等の参加資格の申請の方法

(1) 申請書の交付

ア 交付期間

令和5年4月3日から令和6年3月29日まで（神戸市の休日を定める条例（平成3年3月条例第28号）第2条第1項各号に掲げる本市の休日（以下「休日」という。）を除く。）

午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

イ 交付場所

神戸市中央区加納町6丁目5番1号
神戸市役所本庁舎1号館2階
神戸市行財政局契約監理課

ウ 交付方法

無償交付

(2) 申請書の提出

ア 提出方法

持参又は郵送すること。

イ 提出期間 令和5年4月3日から令和6年3月29日まで

(ア) 持参による場合は上記期間のうち休日を除く日の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）とする。

(イ) 郵送による場合は上記期間内に必着のこと。

ウ 提出先

神戸市中央区加納町6丁目5番1号
神戸市役所本庁舎1号館2階
神戸市行財政局契約監理課

エ 提出書類

申請書及び本市の指示する添付書類を併せて提出してください。

(3) 認定の通知

一般競争入札等に参加する者に必要な資格を有すると認定したときは、規程第5条第2項の規定により書面によって通知します。

3 調達をする物品等及び特定役務の種類

- (1) 燃料
- (2) 建設材料
- (3) 水道局用建設材料
- (4) 機械設備
- (5) 船舶関係
- (6) 車両関係
- (7) 電車関係
- (8) 理化学・分析・計測・医療機器
- (9) 教材・遊具
- (10) 文具・事務機器・インテリア
- (11) ゴム・繊維
- (12) 家庭用品・雑貨
- (13) 化学薬品・医薬品・衛生材料
- (14) 動物・飼料・食品・植物・園芸
- (15) 印刷・コピー等
- (16) 広報・宣伝
- (17) 建設コンサルタント業務等

(18) 建設工事に係る役務

(19) その他労務供給・請負関係

4 資格の有効期間

令和6年3月31日

5 前項の有効期間満了後の更新手続

令和6年2月に必要な資格及びその申請方法について公告を行う予定があるので、その公告に基づき申請してください。

6 問い合わせ先

郵便番号650-8570 神戸市中央区加納町6丁目5番1号

行財政局契約監理課 工事契約担当 (078-322-5147)

物品契約担当 (078-322-5159)

交 通 局

神戸市交通公告

令和5年度において、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される物品等及び特定役務の調達のため締結される契約の一般競争入札及び指名競争入札（以下「一般競争入札等」という。）について、神戸市交通局契約規程（昭和51年8月交規程第15号。以下「規程」という。）第27条の4第1項において読み替えて適用する規程第3条の2第1項及び規程第27条の6第1項において準用する規程第27条の4第1項において読み替えて適用する規程第3条の2第1項に規定する一般競争入札等に参加しようとする者に必要な資格及びその申請方法は、次のとおりとします。

令和5年2月1日

神戸市交通事業管理者 城南 雅一

1 一般競争入札等に参加する者に必要な資格

- (1) 規程第3条第1項に該当する者でないこと。
- (2) 規程第3条第2項に基づく入札参加の資格制限を受け、その期間が満了していない者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。
- (3) 国税（法人税又は所得税及び消費税をいう。）及び地方税について未納の税額がないこと。
- (4) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）に基づく雇用保険、健康保険法（大正11年法律第70号）に基づく健康保険及び厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）に基づく厚生年金保険に加入していること。ただし、法令により適用除外とされる者を除く。
- (5) 「神戸市交通局契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱」第5条に該当しないこと。
- (6) 参加資格の認定の申請日（以下「基準日」という。）の前日までにその営業に従事していること。ただし、中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項各号に掲げる中小企業団体にあつては、構成員である組合員が基準日の前日までにその営業に従事していること。
- (7) 建設工事の請負に係る競争入札の参加資格を得ようとする者は、基準日の前日までに建設業法（昭和24年法律第100号）による建設業の許可を受けていること。
- (8) 建設工事の請負に係る競争入札の参加資格を得ようとする者は、建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23第1項に規定する経営事項審査を受けていること。
- (9) 上記(7)に定めるもののほか、法令の規定により、営業許可等を必要とするものについては、当該許可等を受けていること。

2 一般競争入札等の参加資格の申請の方法

(1) 申請書の交付

ア 交付期間

令和5年4月3日から令和6年3月29日まで（神戸市の休日を定める条例（平成3年3月条例第28号）第2条第1項各号に掲げる本市の休日（以下「休日」という。）を除く。）

午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

イ 交付場所

神戸市中央区加納町6丁目5番1号
神戸市役所本庁舎1号館2階
神戸市行財政局契約監理課

ウ 交付方法

無償交付

(2) 申請書の提出

ア 提出方法

持参又は郵送すること。

イ 提出期間 令和5年4月3日から令和6年3月29日まで

(ア) 持参による場合は上記期間のうち休日を除く日の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）とする。

(イ) 郵送による場合は上記期間内に必着のこと。

ウ 提出先

神戸市中央区加納町6丁目5番1号
神戸市役所本庁舎1号館2階
神戸市行財政局契約監理課

エ 提出書類

申請書及び本市の指示する添付書類を併せて提出してください。

(3) 認定の通知

一般競争入札等に参加する者に必要な資格を有すると認定したときは、規程第3条の2第2項又は規程第15条において準用する規程第3条の2第2項の規定により書面によって通知します。

3 調達をする物品等及び特定役務の種類

- (1) 燃料
- (2) 建設材料
- (3) 水道局用建設材料
- (4) 機械設備
- (5) 船舶関係
- (6) 車両関係
- (7) 電車関係
- (8) 理化学・分析・計測・医療機器
- (9) 教材・遊具
- (10) 文具・事務機器・インテリア
- (11) ゴム・繊維
- (12) 家庭用品・雑貨
- (13) 化学薬品・医薬品・衛生材料
- (14) 動物・飼料・食品・植物・園芸
- (15) 印刷・コピー等
- (16) 広報・宣伝

- (17) 建設コンサルタント業務等
 - (18) 建設工事に係る役務
 - (19) その他労務供給・請負関係
- 4 資格の有効期間
令和6年3月31日
- 5 前項の有効期間満了後の更新手続
令和6年2月に必要な資格及びその申請方法について公告を行う予定があるので、その公告に基づき申請してください。
- 6 問い合わせ先
郵便番号650-8570 神戸市中央区加納町6丁目5番1号
行財政局契約監理課 工事契約担当 (078-322-5147)
物品契約担当 (078-322-5159)

教育委員会

神戸市教育委員会電子署名規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和5年1月30日

神戸市教育委員会

教育長 長田 淳

神戸市教育委員会訓令甲第1号

神戸市教育委員会電子署名規程の一部を改正する訓令

神戸市教育委員会電子署名規程（平成29年7月教育委員会訓令甲第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 電子署名カード 半導体集積回路を一体として組み込んだカードであって、個人識別番号を格納した電磁的記録に係る記録媒体をいう。</p> <p>(5) <u>カード型電子署名管理者</u> 電子署名カードの保管及び使用の管理</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(3)</p> <p>(4) 電子署名カード 半導体集積回路を一体として組み込んだカード <u>(以下「ICカード」という。)</u> であって、個人識別番号を格納した電磁的記録に係る記録媒体をいう。</p> <p>(5) <u>カード管理者</u> 電子署名カードの保管及び使用の管理を行う者を</p>

を行う者であって、電子署名カードによる電子署名を行うものをいう。

(6) 非カード型電子署名管理者 神戸市会計規則（昭和39年3月規則第81号）第2条第1項第3号に規定する支出担当者であって、その所管に係る次条ただし書に規定する他の方法（電子署名カードにより行うものを除く。）による電子署名を行うものをいう。

（電子署名）

第3条 電子署名は、組織認証局が発行する電子署名カードにより行うものとする。ただし、特別の用途に用いる場合であって、教育委員会事務局総務部総務課長（以下「総務課長」という。）の合議を得たものについては、他の方法により電子署名を行うことができる。

（電子署名カード）

第4条 電子署名カードにより行う電子署名に用いる職名等及び当該電子署名カードに係るカード型電子署名管理者は、別表のとおりとする。ただし、教育長の承認を得たものは、この限りでない。

2 別表左欄に掲げる職（教育長を除く。）にある職員（以下この項におい

いう。

（電子署名）

第3条 電子署名は、組織認証局が発行する電子署名カードにより行うものとする。ただし、特別の用途に用いる場合であって、教育委員会事務局総務部総務課長（以下「総務課長」という。）を經由して教育長の承認を得たものについては、他の機関が発行する電子署名カードを用いて電子署名を行うことができる。

（電子署名カード）

第4条 電子署名に用いる職名等及び当該電子署名に係るカード管理者は、別表のとおりとする。ただし、教育長の承認を得たものは、この限りでない。

て「被代行職員」という。)に事故があるためその事務を代行する職員及び被代行職員が欠けたためその事務を取り扱う職員は、被代行職員の電子署名を使用することができる。

(電子署名カードの交付等)

第5条 電子署名カードの交付は、総務課長が行う。

2 別表右欄に掲げる者は、電子署名カードの交付を受けようとするときは、組織認証局が指定する様式により、総務課長に申請しなければならない。電子署名カードを更新しようとするときも、同様とする。

3 総務課長は、電子署名カードを交付するときは、当該電子署名カードを管理台帳に登録の上、カード型電子署名管理者に交付しなければならない。

4 カード型電子署名管理者は、毎年7月1日、総務課長にその保管する電子署名カードの名称、数量等を報告しなければならない。

(電子署名カードの管理)

第6条

(電子署名カードの発行等)

第5条 電子署名カードの発行は、教育長が行う。

2 別表右欄に掲げる者は、電子署名カードの交付を受けようとするときは、電子署名カード用のICカードを添えて、書面により教育長に申請しなければならない。電子署名カードを更新しようとするときも、同様とする。

3 総務課長は、電子署名カードを交付するときは、当該電子署名カードを管理台帳に登録の上、カード管理者に交付しなければならない。

4 カード管理者は、毎年7月1日、総務課長にその保管する電子署名カードの名称、数量等を報告しなければならない。

(電子署名カードの管理)

第6条 電子署名カードの保管、使用その他の事務については、神戸市教育委員会公文書管理規程第3条第1項第5号に規定する公文書主任（以

電子署名カードは、保管場所外に持ち出してはならない。

2 カード型電子署名管理者は、電子署名カードを使用しないときは、当該電子署名カードを堅固な容器に入れて鍵をかけなければならない。

3 カード型電子署名管理者は、電子署名カード及び個人識別番号を厳重に管理し、盗難、漏えい等により他人に使用されることのないよう必要な措置を講じなければならない。

(非カード型電子署名に係る届出)

第7条 非カード型電子署名管理者は、第3条ただし書の規定により他の方法による電子署名（電子署名カードにより行うものを除く。）を行うこととなったときは、あらかじめ、別に定める所要事項を総務課長に届出なければならない。

2 総務課長は、前項の規定による届出があったときは、その内容を管理台帳に登録しなければならない。

(非カード型電子署名管理者)

第8条 第3条ただし書に規定する他の方法による電子署名（電子署名カードにより行うものを除く。）は、事

下単に「公文書主任」という。)がカード管理者の指示により行わなければならない。

2 電子署名カードは、保管場所外に持ち出してはならない。

3 公文書主任は、電子署名カードを使用しないときは、当該電子署名カードを堅固な容器に入れてかぎをかけなければならない。

4 公文書主任は、電子署名カード及び個人識別番号を厳重に管理し、盗難、漏えい等により他人に使用されることのないよう必要な措置を講じなければならない。

務局長が特に認める場合は、第2条第6号の規定にかかわらず、非カード型電子署名管理者以外の者が行うことができる。

2 非カード型電子署名管理者に事故があるとき、又は非カード型電子署名管理者が欠けたときは、その所管の係長又は担当係長がその事務を代行することができる。

3 前項の場合において、部局の長は、非カード型電子署名管理者の事務を代行させようとするときは、あらかじめ代行させようとする者の職及び氏名を総務課長に届け出なければならない。

(電子署名使用簿等)

第9条 カード型電子署名管理者及び非カード型電子署名管理者は、電子署名を行うときは、当該電子署名を行う電磁的記録に係る決裁文書の起案者に電子署名使用簿に所要事項を記録させなければならない。ただし、神戸市手数料条例（平成12年3月条例第77号）第2条及び第3条に規定する事務のために電子署名を行うときは、電子署名使用簿の記録を省略することができる。

2 カード型電子署名管理者及び非カード型電子署名管理者は、電子署名

(電子署名カードの使用)

第7条 公文書主任は、電子署名カードを使用するときは、電子署名を行う電磁的記録が決裁文書その他の証拠書類と相違ないことを確認しなければならない。

2 公文書主任は、起案者又は文書取扱者に電子署名使用簿に所要事項を

を行うときは、当該電子署名を行う電磁的記録が決裁文書その他の証拠書類と相違ないことを確認しなければならない。

(電子署名に係る事故報告)

第10条 カード型電子署名管理者及び非カード型電子署名管理者は、個人識別番号を亡失したとき、電子署名カードの紛失又は盗難があったとき、電子署名が不正に行われ、又は不正に行われる可能性がある状態になったときその他電子署名に係る事故があったときは、直ちに、総務課長に

記載させた後、電子署名カードを使用するものとする。ただし、神戸市手数料条例（平成12年3月条例第77号）第2条及び第3条に規定する事務のために電子署名カードを使用するときは、電子署名使用簿の記載を省略することができる。

3 公文書主任が不在の場合は、カード管理者があらかじめ定める者に電子署名カードを使用させることができる。

4 やむを得ない理由により、電子署名カードを執務時間以外の時間に使用しようとするときは、あらかじめカード管理者の承認を受けなければならない。

(職務代行等の場合の電子署名)

第8条 教育長に事故があるためその事務を代行する職員は、教育長の電子署名を使用することができる。

(電子署名カードに係る事故報告)

第9条 カード管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに、教育長に書面により報告しなければならない。

(1) 個人識別番号の亡失により電子署名カードが使用できなくなったとき。

(2) 電子署名カードが破損したこと

報告しなければならない。

(電子署名の廃止)

第11条 電子署名カードの使用を廃止する場合及び第3条ただし書に規定する他の方法による電子署名（電子署名カードにより行うものを除く。）を行わないこととする場合は、総務課長に届け出なければならない。

第12条 [略]

別表（第4条、第5条関係）

電子署名カードにより行う	当該電子署名に係るカード型電子署名管理者
電子署名に用いる職名等	
教育長	総務課長
教育長職務代理人	
教育長（各事務専用）	各事務主管課の長（当該事務を掌理する担当課長を含む。）

により使用できなくなったとき。

(3) 電子署名カードについて盗難、紛失その他の事故があったとき。

(4) 前各号に掲げる場合のほか、電子署名カードが不正に使用され、又は不正に使用される可能性がある状態になったとき。

(電子署名カードの廃止)

第10条 電子署名カードの廃止は、教育長が行う。

2 カード管理者は、前条各号に該当するとき又は電子署名カードを廃止しようとするときは、書面により教育長に申請しなければならない。

3 廃止した電子署名カードは、遅滞なく、総務課長に返却しなければならない。

第11条 [略]

別表（第4条、第5条関係）

電子署名に用いる職名等	当該電子署名に係るカード管理者
教育長	教育委員会事務局総務課長
教育長（各事務専用）	各事務主管課長

事務局長又は 教育次長	総務課長		
部又は課若し くは課に相当 する室の長	各事務主管課の長（当 該事務を掌理する担当 課長を含む。）		
総合教育セン ターの所長又 は副所長	副所長		

附 則

この訓令は、令和5年1月30日から施行する。

